

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月27日（平成28年（行個）諮問第70号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第143号）

事件名：本人が行った通勤災害請求に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成26年特定月日に被災した通勤災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した通勤災害請求に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月5日付け山梨個開第27-63号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

山梨労働局の山梨個開第27-63号は、知る権利を不当に害するものであり、非常に不服であります。事業主の安全に関する責任問題を追及するため、労災調査にどのような会社の人間が協力したのかを知りたいので、不開示部分の開示を求めます。

なお、労災の協力は団体交渉で事業主と合意しています。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年11月27日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が平成26年特定月日に被災した通勤災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した通勤災害請求に係る調査復命書及び添付資料」に係る開示請求を

行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年1月5日付け山梨個開第27-63号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年2月4日付け（同月23日受付）で審査請求を提起したものである。

## （2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## （3）理由

### ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が平成26年特定月日に被災した通勤災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した通勤災害請求に係る調査復命書及び添付資料である。

### イ 不開示情報該当性について

#### （ア）法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、4の②、7の①、8の①、9の①、10の①及び11の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、3の③、4の③、7の②、8の②、9の②、10の②及び11の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### （イ）法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号3の①及び4の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形

状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2, 3の③, 4の③, 7の②, 8の②, 9の②, 10の②及び11の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年4月27日付け厚生労働省発基0427第5号により諮問した平成28年(行個)諮問第70号に係る諮問書理由説明書につき、理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書 番号	対 象 文 書 名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)

			2号	3号 イ	7号柱 書き
3	保険給付実地調査復命書②	③ 3頁ないし5頁の不開示部分全て（ <u>4頁24行目20文字目ないし25文字目及び29文字目ないし32文字目</u> ，5頁16行目7文字目，8文字目を除く）	○		○
4	保険給付実地調査復命書③	③ 3頁ないし6頁の不開示部分全て（3頁23行目17文字目ないし22文字目，4頁12行目30文字目ないし34文字目，23行目29文字目ないし32文字目， <u>6頁24行目24文字目，25文字目，27行目29文字目，30文字目</u> を除く）	○		○
10	保険給付実地調査復命書⑧	① 1頁不開示部分，2頁3行目 <u>4文字目</u> ないし最終文字，5行目11文字目ないし16文字目	○		

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審議
- ④ 平成29年8月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年11月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成26年特定月日に被災した通勤災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した通勤災害請求に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

#### ア 通番1について

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできず、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、これを開示しても、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番3及び通番6については、

当該部分は、特定事業場の印影であるが、審査請求人が提出した療養補償給付たる療養の費用請求書に記載されたものと同じの印影と認められる。そのため、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番4、通番7及び通番17について

当該部分は、診療担当者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が提出した療養補償給付たる療養の費用請求書に記載されたものと同じの署名及び印影と認められる。そのため、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法14条2号該当性について

通番9、通番11、通番13及び通番15の不開示部分については、

審査請求人以外の第三者の氏名，職業，住所，生年月日，電話番号及び審査請求人との関係の記載であり，それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1，通番2，通番5及び通番8の審査請求人以外の第三者の職氏名及び審査請求人との関係並びに通番10及び通番14の特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の署名及び印影等については，それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であり，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1（上記（ア）を除く部分），通番5（上記（ア）を除く部分），通番8（上記（ア）を除く部分），通番10（上記（ア）を除く部分），通番12，通番14（上記（ア）を除く部分），通番16及び通番18については，労働基準監督署の担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容，又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されている。

これを開示すると，被聴取者等が，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、山梨労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、山梨労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文 書名	3 通 番	4 原処分において不開示とさ れている部分	5 不開示情報 (法14条該 当号)			6 開示す べき部分
				2 号	3 号 イ	7号 柱書 き	
1	保険給付 実地調査 復命書①	1	① 不開示部分全て(3頁3 2行目17文字目ないし23 文字目, 4頁34行目7文字 目, 8文字目, 5頁10行目 22文字目, 23文字目を除 く。)	○		○	5頁8行 目13文 字目ない し17文 字目, 9 行目17 文字目な いし21 文字目
			② 3頁32行目17文字目 ないし23文字目, 4頁34 行目7文字目, 8文字目, 5 頁10行目22文字目, 23 文字目	新たに開示			
2	資料一覧	2	不開示部分全て	○		○	
3	保険給付 実地調査 復命書②	3	① 7頁事業場印影部分		○		全て開示
		4	② 7頁診療担当者署名, 押 印部分	○			全て開示
		5	③ 3頁ないし5頁の不開示 部分全て(4頁24行目20 文字目ないし25文字目及び 29文字目ないし32文字 目, 5頁16行目7文字目, 8文字目を除く。)	○		○	
			④ 4頁24行目20文字目 ないし25文字目及び29文 字目ないし32文字目, 5頁 16行目7文字目, 8文字目	新たに開示			
4	保険給付	6	① 8頁事業場印影部分		○		全て開示



	実地調査 復命書③	7	② 8頁診療担当者署名，押 印部分	○			全て開示
		8	③ 3頁ないし6頁の不開示 部分全て（3頁23行目17 文字目ないし22文字目，4 頁12行目30文字目ないし 34文字目，23行目29文 字目ないし32文字目，6頁 24行目24文字目，25文 字目，27行目29文字目， 30文字目を除く。）	○		○	
			④ 1頁の主治医所属氏名部 分，3頁23行目17文字目 ないし22文字目，4頁12 行目30文字目ないし34文 字目，23行目29文字目な いし32文字目，6頁24行 目24文字目，25文字目， 27行目29文字目，30文 字目	新たに開示			
5	保険給付 実地調査 復命書④		-				
6	申立書		4頁及び5頁の不開示部分	新たに開示			
7	保険給付 実地調査 復命書⑤	9	① 1頁不開示部分，2頁2 行目3文字目ないし最終文 字，3行目3文字目ないし最 終文字，4行目3文字目ない し最終文字，5行目7文字 目，8文字目，10文字目， 11文字目，13文字目，1 4文字目，17文字目，18 文字目	○			
		1 0	② 2頁8行目ないし11頁 22行目（項番及び「答」の 記載を除く。）	○		○	

			③ 2頁5行目の5文字目及び6文字目	新たに開示			
8	保険給付 実地調査 復命書⑥	1	① 1頁不開示部分, 2頁3	○			
		1	行目4文字目ないし最終文字, 5行目26文字目ないし 6行目5文字目				
		1	② 2頁7行目ないし3頁8	○		○	
		2	行目(項番及び「答」の記載 を除く。)				
			③ 2頁5行目19文字目ないし25文字目	新たに開示			
9	保険給付 実地調査 復命書⑦	1	① 1頁不開示部分, 2頁2	○			
		3	行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目				
		1	② 2頁8行目ないし8頁最	○		○	
		4	終行(項番及び「答」の記載 を除く。)				
			③ 2頁5行目の5文字目及び6文字目	新たに開示			
10	保険給付 実地調査 復命書⑧	1	① 1頁不開示部分, 2頁3	○			
		5	行目4文字目ないし最終文字, 5行目11文字目ないし16文字目				
		1	② 2頁7行目ないし8頁最	○		○	
		6	終行(項番を除く。)				
11	意見書の 提出について	1	① 1頁主治医の署名, 押印	○			全て開示
		7	部分				
		1	② 1頁「依頼事項に係る意見」欄5行目7文字目ないし最終文字, 6行目, 7行目7文字目ないし最終文字	○		○	
		8					